

平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 オリエンタルチエン工業株式会社 代表 者 代表取締役社長 西 村 武 (コード番号 6380 東証第2部) 問合せ先 管理部 管理グループ マネージャー 金 谷 武 志 電話番号 076-276-1155

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更 (単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更、監査等委員会設置会社への移行に係る変更等) に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月29日開催予定の当社第99回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に、株式併合および定款一部変更(単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更、監査等委員会設置会社への移行に係る変更等)について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4)変更の条件

本株主総会において、下記「2.株式併合」に関する議案および「3.定款一部変更」に関する 議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000 株から100 株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(10 株を1 株に併合)を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿

に記録された株主様の所有株式 10 株につき1株の割合で併合いたし

ます。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)

14,672,333 株

株式併合により減少する株式数

13, 205, 100 株

株式併合後の発行済株式総数

1,467,233 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前 の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数 (割合)		
総株主数	1,763名(100.0%)	14,672,333 株(100.00%)		
10 株未満	84名 (4.8%)	219 株(0.00%)		
10 株以上	1,679 名 (95.2%)	14, 672, 114 株(100. 00%)		

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が10株未満の株主様84名は、下記(4)記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5)併合の効力発生日における発行可能株式総数 250万株(併合前は 2,500万株)

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案が 原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

- ①上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000 株から100 株に変更するため現行定款第7条(単元株式数)を変更するとともに、上記「2. 株式併合(5)併合の効力発生日における発行可能株式総数」に記載のとおり、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- ②当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、経営に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、当社におけるコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、本定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等について変更を行うものであります。

③その他、上記の各変更に伴う条数の調整、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款一部変更の条件

本株主総会において、上記「2.株式併合」に関する議案および本定款一部変更に係る議案が原案 どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議 平成30年5月15日

定時株主総会開催日 平成30年6月29日(予定)

定款一部変更(単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更を除く)の効力発生日

平成30年6月29日(予定)

1,000 株単位での売買最終日

平成30年9月25日(予定)

100 株単位での売買開始日

平成 30 年 9 月 26 日 (予定)

株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更の効力発生日

平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

現行定款

第1章 総 則

第1条~第3条 (条文省略)

第4条(機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

第5条 (条文省略)

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式数は、2,500万株とする。

第7条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、1,000株とする。

第8条~第10条 (条文省略)

第3章 株主総会

第 11 条~第 14 条 (条文省略)

第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類に記載または表示 をすべき事項に係る情報を、法務省令に定める ところに従いインターネットを利用する方法で 開示することにより、株主に対して提供したも のとみなすことができる。

第16条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (条文省略)

変更案

第1章 総 則

第1条~第3条 (現行どおり)

第4条(機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会

(削 除)

(3)会計監査人

第5条 (現行どおり)

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、250万株とする。

第7条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条~第10条 (現行どおり)

第3章 株主総会

第11条~第14条 (現行どおり)

第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および連結計算書類</u>に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または<u>本</u>定款に別段の 定めがある場合を除き、出席した議決権を行使 することができる株主の議決権の過半数をもっ て行う。

2. (現行どおり)

第17条 (現行どおり)

現行定款

第4章 取締役および取締役会

第18条(員数)

当会社の取締役は、15名以内とする。

(新 設)

第19条(選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条(任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。

(新 設)

(新 設)

第21条 (条文省略)

第22条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締 役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各 取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。

2. 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す ることができる。

第24条~第25条 (条文省略)

変 更 案

第4章 取締役および取締役会

第18条(員数)

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第19条(選任方法)

取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において選任する。

2. (現行どおり)

3. (現行どおり)

第20条(任期)

取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 (現行どおり)

第22条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定め<u>が</u>ある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. (現行どおり)

第23条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各 取締役に対して発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで取締役会を開催することができ る。

第24条~第25条 (現行どおり)

現行定款	変更案			
(新設)	第 26 条 (重要な業務執行の決定の委任) 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定 により、その決議によって重要な業務執行(同 条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全 部または一部を取締役に委任することができ る。			
第26条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と して当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定 める。	第 27 条 (報 酬 等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と して当会社から受ける財産上の利益は、監査等 委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分 して、株主総会の決議によって定める。			
第5章 監査役および監査役会	(削 除)			
第 27 条 (員数) 当会社の監査役は、4 名以内とする。	(削 除)			
第 28 条 (選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 	(削 除)			
第29条(任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	(削 除)			
第30条(常勤監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を 選定する。	(削 除)			
第31条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各 監査役に対して発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮することができる。 2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続 きを経ないで監査役会を開催することができ る。	(削 除)			
第32条(監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款の ほか、監査役会において定める監査役会規則に よる。	(削 除)			
第33条(報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会によって定める。	(削 除)			

現行定款	変更案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新設)	第28条(監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前まで に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮すること ができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査等委員会を開催すること ができる。
(新 設)	第29条(監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定 款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会 規則による。
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>34</u> 条~第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 <u>30 条</u> ~第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	第1条 第6条(発行可能株式総数) および第7条(単 元株式数) の変更は、平成30年10月1日をも って効力を生じるものとし、本附則は、効力発 生日経過後、これを削除する。

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

- Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか?
- A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000 株から100 株に変更いたします。
- Q2. 株式併合とはどのようなことですか?
- A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では10株を 1 株に併合いたします。
- Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか?
- A3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたしました。
- Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか?
- A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 30年9月30日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に10分の1を乗じた数(1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

	効力系	Ě 生前	効力発生後		
例	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
1	10,000 株	10 個	1,000 株	10 個	なし
2	5, 325 株	5 個	532 株	5 個	0.5 株
3	8 株	なし	なし	なし	0.8株

- 例1に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例2の単元未満株式(効力発生後においては32株)につきましては従前と同様に、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。
- ・例2および例3に発生する端数株式につきましては、会社法第235条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。このお支払代金(端数株式処分代金)は平成30年12月頃お送りすることを予定しております。
- ・例3の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり株主としての地位を失う こととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

【お問合せ先】

ご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当社の株主名簿管理人までお問合せください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話:0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間:9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)